

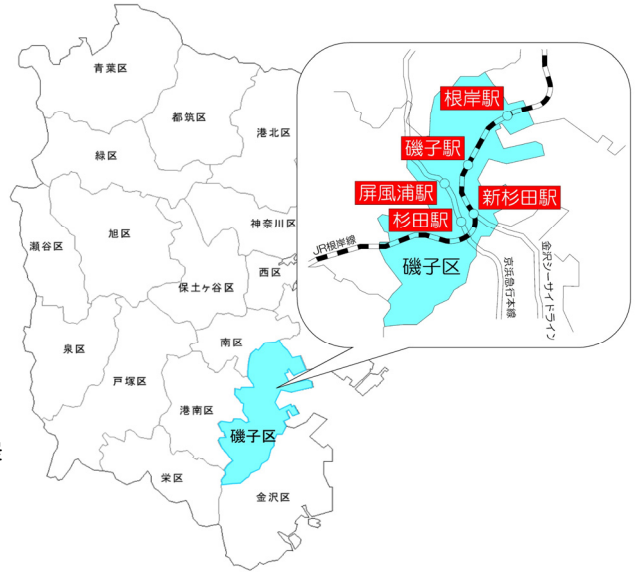
横浜市 根岸駅・磯子駅・屏風浦駅・杉田駅・新杉田駅周辺地区 道路特定事業計画 — 概要版 —

横浜市では、平成18年12月のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の施行を受け、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備するためにバリアフリー施策を推進しています。

磯子区では、平成26年3月に「杉田駅・新杉田駅周辺地区バリアフリー基本構想」を作成し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきました。この基本構想の策定から約8年が経過し、これまでの成果と実績に基づく更なるバリアフリー環境の構築に向けて、根岸駅周辺地区、磯子駅・屏風浦駅周辺地区も含めた基本構想の検討を進め、新たに「磯子区バリアフリー基本構想」を作成しました。

今回、この新たな基本構想の実現に向け、「横浜市根岸駅・磯子駅・屏風浦駅・杉田駅・新杉田駅周辺地区道路特定事業計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき事業を実施していきます。



● 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

基本構想における重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

磯子区バリアフリー基本構想では、根岸駅、磯子駅、屏風浦駅、杉田駅、新杉田駅周辺地区において、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路が定められています。

■生活関連施設とは

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設のことで。

主として、(1) 高齢者や障害者等を含む不特定多数の人がよく利用する施設であること。

(2) その施設へ至るまで、根岸駅、磯子駅、屏風浦駅、杉田駅、新杉田駅から徒歩圏内（概ね500m～1km圏内）であること。

■生活関連経路とは

生活関連施設相互を結ぶ経路のうち、特にバリアフリー化する必要性が高い経路です。

重点整備地区と生活関連施設及び生活関連経路の位置については、道路局企画課のホームページに記載されています。「横浜市磯子区バリアフリー基本構想」で検索してください。

● 道路特定事業の整備方針

■ 目標年次

原則として、2027年度までを目標に整備を実施します。

■ 整備レベルの設定

地域特性や現況のデザイン、周辺沿線状況に配慮して、改修等の整備レベルを設定します。
なお効果的に整備するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。

■ 整備基準

「横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例」で定める基準を基本とし整備を実施します。

① 個別経路の事業計画

【根岸駅周辺地区】

【根岸駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間		事業内容と事業量																			事業実施予定期間(年度)				事業実施に際して配慮すべき重要事項						
経路名称 事業区間	事業延長 m	経路の種類 歩行空間の確保	道路構造の改修					視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修				その他										2 0 2 3	2 0 2 4	2 0 2 5		2 0 2 6	2 0 2 7				
			生活関連施設	歩道の拡幅	車道の改修	歩道の改修			連続敷設	部分敷設	交差点等の新設	交通信号機の新設及び改善	誘導シート	段差の改修	階段の改修	街路樹の撤去	植栽ますの改修	根上りの実施	排水施設の蓋改修	雨水施設の移設	舗装等の対策							カラーベルトの設置			
						全面改修	部分改修	平坦性の改善																	歩道誘導ブロックの改修				新設	改修	箇所
9 山下本牧磯子線	770	●				1			20		2	1	1																		
14 蒔田第474号線	370	●												2																	
16 蒔田第465号線	100	●																			70										
17 蒔田第465号線	60	●																			60										
19 蒔田第548号線 蒔田第554号線	225	●																	3	1											
20 蒔田第471号線	185	●				1																									
根岸小学校入口交差点	25	●							11				1	1																	
プールセンター入口交差点	50	●																		1											

● 道路特定事業の整備計画

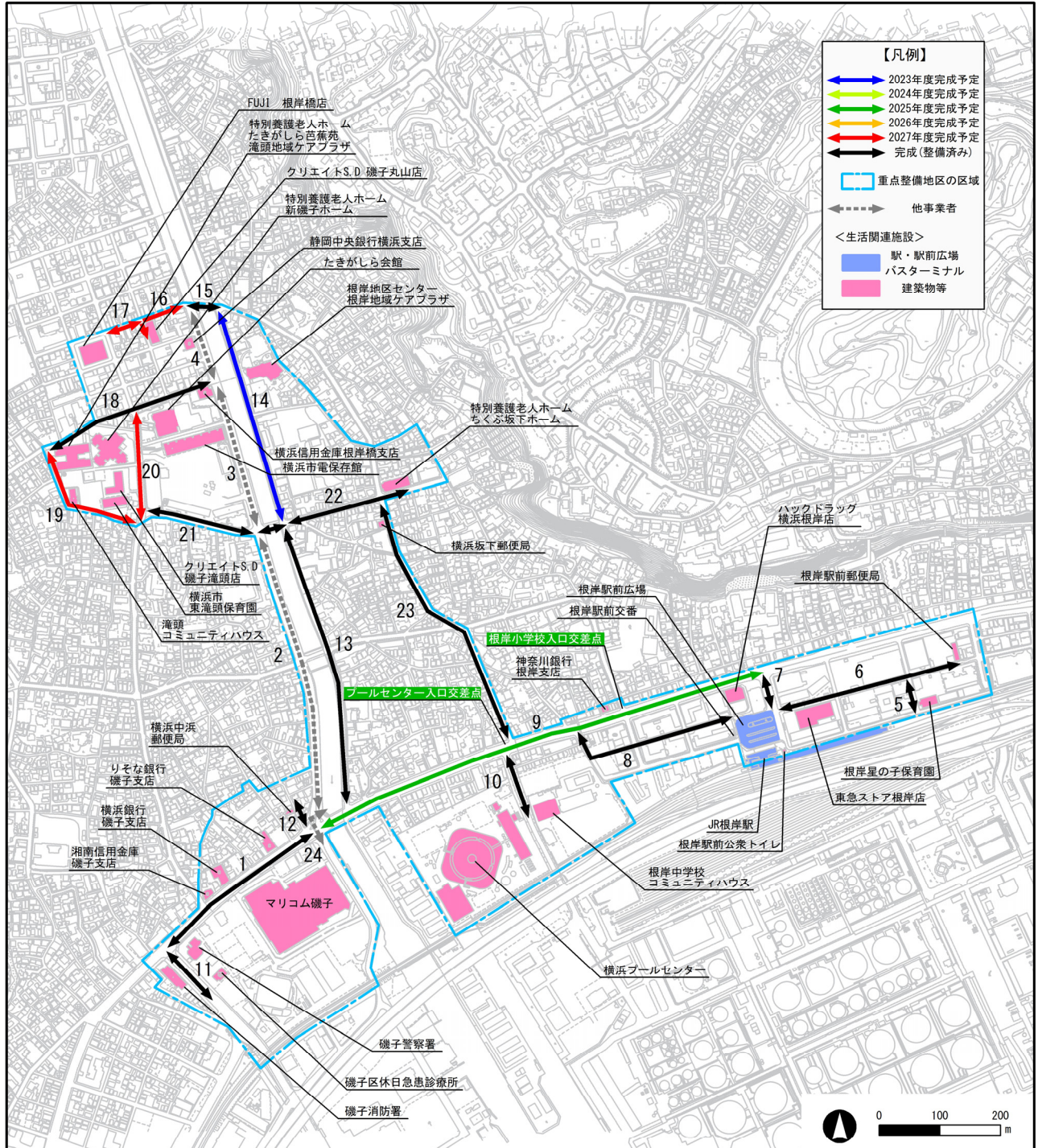
重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画します。

- ①個別経路の事業計画
- ②道路特定事業計画の対象経路

なお、他事業者との調整や予算等により必要に応じて計画を見直します。

②道路特定事業計画の対象経路

【根岸駅周辺地区】



【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

①個別経路の事業計画

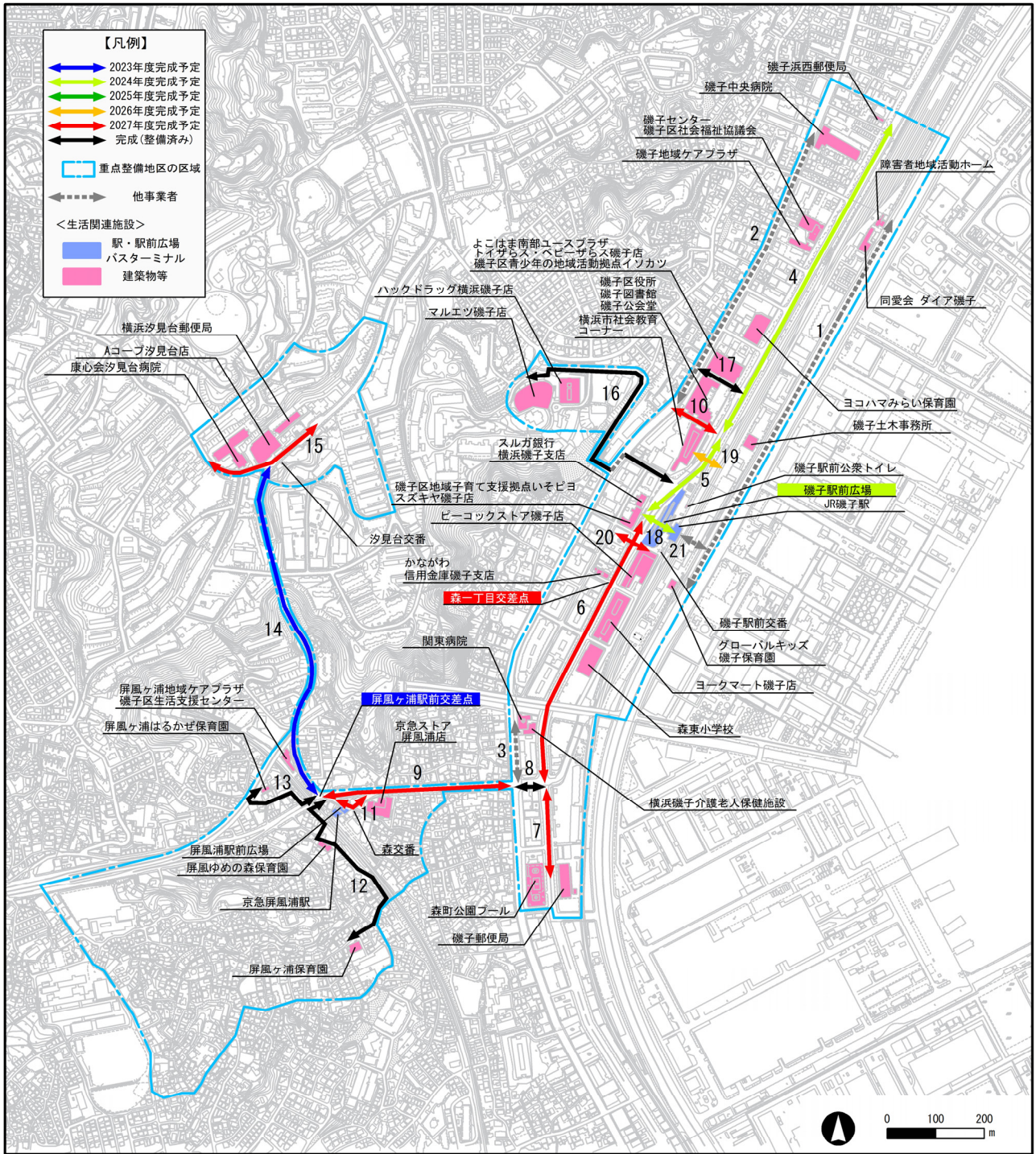
【磯子駅・屏風浦駅周辺地区】

【磯子駅・屏風浦駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路名称 事業区間	経路・区間		事業内容及事業量															事業実施 予定期間 (年度)					事業実施に 際して配慮 すべき 重要事項				
	事業延長 m	経路の 種別	道路構造の改修					視覚障害者誘導用 ブロックの 敷設・改修			その他							注意 標示の見直し	2023	2024	2025	2026		2027			
			歩行空間の 確保	生活関連 経路の 確保	歩道の 拡幅	歩道の改修			連続 敷設 の 新設	部分 敷設 の 改修	交差 点等 の 改修	車止めの 新設及び 改善	誘導 シートの 設置	段差の 改修	階段の 改修	街路樹の 撤去	植栽 ますの 改修								根上 がり 対策工 事の 設置	舗装 等の 対策	ピクト グラム 等の 設置
						全面改修	部分改修	平坦性の改善																			
4 磯子第245号線	730	●						102														■				JIS規格に準拠している視覚障害者誘導用ブロックは輝度比を確保する。	
5 磯子第245号線	220	●									1											■					
6 磯子第245号線	540	●				1		140														■	■	■	■		
7 磯子第245号線	175	●						126														■	■	■	■		
9 環状2号線	380	●			274			274														■	■	■	■		
10 森第30号線	90	●						84														■	■	■	■		
11 笹下第453号線	90	●						51														■	■	■	■	屏風浦駅前広場に関しては道路区域外のため、関係機関との調整が必要である。	
14 蒔田第480号線	720	●													1							■					
15 笹下第150号線 蒔田第480号線	245	●				28		133														■	■	■	■	視覚障害者誘導用ブロックの設置に伴い、官民境界及び病院との接続部に留意する。	
18 磯子駅前中央歩道橋	125	●											1						195	1	1	■				平坦部、スロープ部の舗装、視覚障害者誘導用ブロックそれぞれの輝度比に留意する。	
19 磯子駅前第二步道橋	160	●				1				2										300	1			■		平坦部、スロープ部の舗装、視覚障害者誘導用ブロックそれぞれの輝度比に留意する。	
20 磯子駅前歩道橋	45	●									1				1							■	■	■	■		
磯子駅前広場	150	●																			1	■					
森一丁目交差点	25	●						26																■			
屏風ヶ浦駅前交差点	60	●								7												■					

②道路特定事業計画の対象経路

【磯子駅・屏風浦駅周辺地区】



【横浜市建築局都市計画基本図データ（地図情報レベル2500）により作成】

①個別経路の事業計画

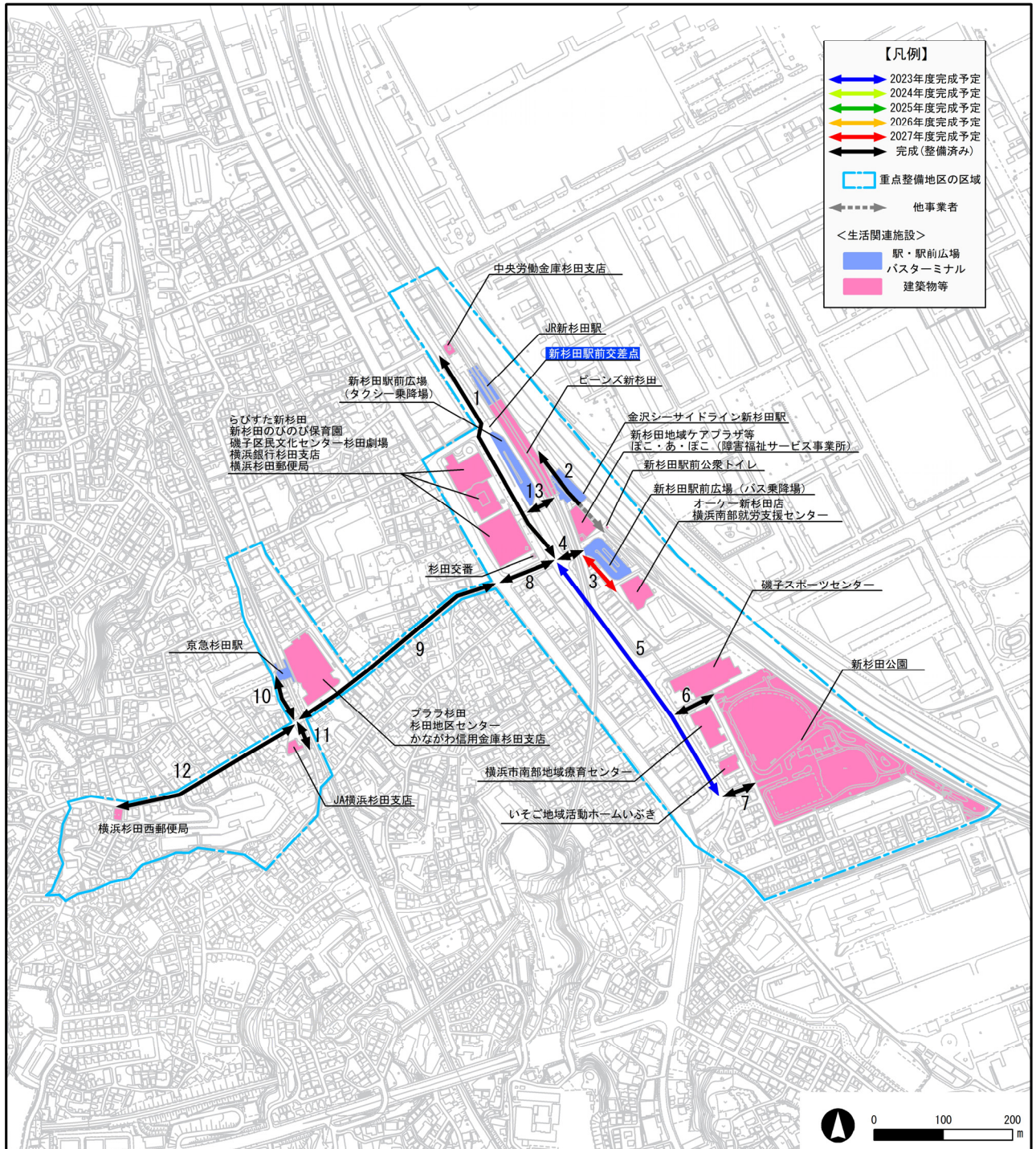
【杉田駅・新杉田駅周辺地区】

【杉田駅・新杉田駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間		事業内容と事業量																	事業実施 予定期間 (年度)				事業実施に 際して配慮 すべき 重要事項											
経路名称 事業区間	事業延長	経路の 種別	道路構造の改修							視覚障害者誘導用 ブロックの 敷設・改修				その他						2023	2024	2025		2026	2027									
			歩行空間の確保		歩道の改修		歩道の改修			連続 敷設		交差点等 の		車止めの 新設及び 改善	誘導 シートの 設置	段差の 改修	階段の 改修	街路樹の 撤去	植栽 ますの 改修							根上 がり 対策 工事	排水 施設 の 差 改修	雨水 樹の 移設	二 段 式 手 す り の 設 置	舗 装 等 の 対 策				
			生活 関 連 経 路	歩 道 の 拡 幅	車 道 の 改 修	全 面 改 修	部 分 改 修	平 坦 性 の 改 善	歩 道 誘 導 ブ ロ ッ ク の 改 修	新 設	改 修	新 設	改 修																					
	m		m	m	m	m	m	箇所	m	m	m	箇所	箇所	箇所	m	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	m	箇所										
3 新杉田第73号線	140	●							140																									
5 磯子第245号線	400	●	46																															
新杉田駅前交差点	45	●					1																											

②道路特定事業計画の対象経路

【杉田駅・新杉田駅周辺地区】

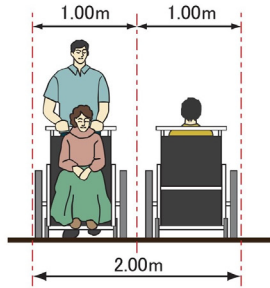


【横浜市建築局都市計画基本図データ (地図情報レベル2500) により作成】

主な整備基準

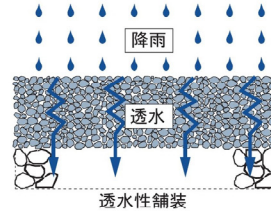
■ 歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



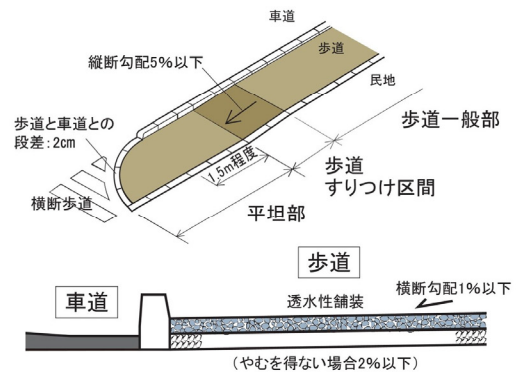
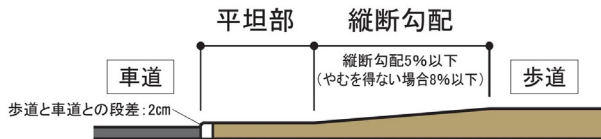
■ 舗装材

- 歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。(周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入り口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄り駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置例

● 道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- ホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- 道路の有効幅員を狭める不法占用物件の解消や、通行の妨げとなる放置自転車等を防止するために指導、撤去を行うとともに自転車駐車場の利用を呼びかけます。

全ての人々が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民等の関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。

<お問い合わせ>

横浜市磯子区磯子土木事務所
〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-14-45
電話:045-761-0081 FAX:045-753-3267

横浜市道路局道路部施設課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎21階
電話:045-671-2731 FAX:045-651-5443

道路特定事業計画の閲覧は
横浜市道路局施設課のホームページへ

横浜市の道路のバリアフリー事業

検索

(横浜市地形図複製承認番号 令3建都計第9023号)
2023年 3月発行